

能登半島地震等に係る今後の雇用対策の在り方について

(1)雇用調整助成金能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例について

雇用調整助成金の特例措置については、対象地域における有効求人倍率が高いこと、アンケート結果による休業者の状況、休業の長期化は働く方の仕事への意欲やスキルの維持に影響を及ぼす恐れがあること等を踏まえ、令和7年12月末をもって終了。

(2)産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)について

- ・ 産業雇用安定助成金の特例措置については、部分出向に係る要件を緩和した上で、令和8年も実施する(詳細次ページ)。
- ・ 申請手続きの簡素化(申請処理の項目の簡略化・省力化、2回目以降の添付書類の省略等)については、本年10月1日付け実施済。

(3)併せて講じる事項

上記の対応と併せて、出向への移行が困難等である方々に対して、

- ・ 求職者のニーズ等を踏まえたハローワークにおけるきめ細かい再就職支援(職業訓練の受講あっせん含む)
- ・ 復興推進のための地域活動に対するシルバー人材センターによる就業体験、技能講習等を通じた手厚いマッチング支援
- ・ 石川県が設置するILAC能登で行う被災企業のニーズ把握や人材確保等の雇用創出の支援など、地元自治体と連携しながら支援を行う。

産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の延長について

1 事業の目的

能登地域の地震・豪雨の被災地については、令和6年以内に地震と豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況と、半島地形、著しい高齢化、過疎という地理的・社会的制約条件が複合している特殊性を踏まえ、令和7年内限りの特例措置として、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）による在籍型出向支援に加えて、雇用調整助成金の臨時特例を実施してきたところ。

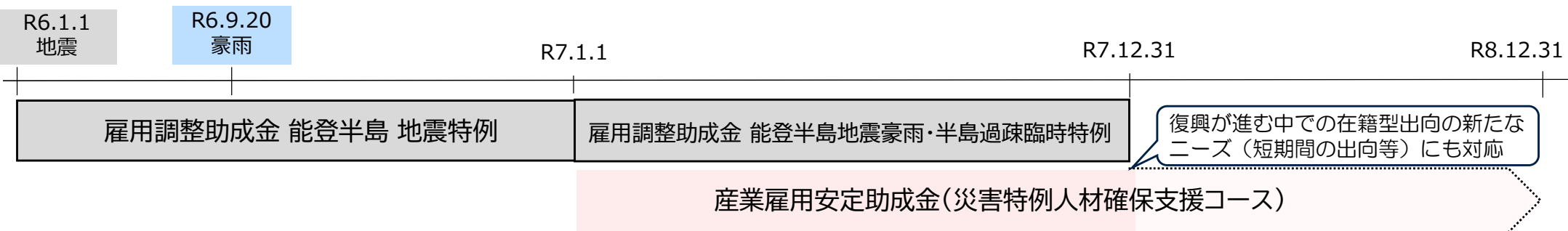
しかし、被災地の現状を見ると、上述の特殊な地理的・社会的制約条件に起因して出向先を確保しにくいこと、復興の進捗に伴い元の職場での業務が増え、「半分以上は出向先で勤務」との助成要件を満たしにくくなっていること等の事情から、未だ多くの労働者が休業し続けている状況。

そこで、地元自治体による雇用創出の主体的取組等が行われることも踏まえ、被災地の雇用環境が平時に復する道筋を円滑にする観点から、産業雇用安定助成金による在籍型出向支援について、部分出向に係る要件を緩和した上で、1年間延長することとする。

なお、雇用調整助成金の臨時特例については、休業の長期化が働く方の意欲やスキル維持に及ぼす影響にも鑑み、予定どおり本年末で終了する。

2 事業の概要

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域（ハローワーク七尾、ハローワーク輪島管内）の事業所が対象



○産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）助成率

出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向中に賃金に要する経費の一部を助成 中小企業4/5、大企業2/3 ※1人1日当たり出向元・出向先の計8,870円を上限

事 項		現行制度	見直し案
1	支給対象期間の延長 (出向労働者1人当たりの支給対象期間)	令和6年12月17日～令和7年12月31日 (365日) ※コロナ禍の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)は、支給対象期間を当初365日から730日に延長	令和8年12月31日まで1年間延長 (730日)
2	部分出向 ※労働者が出向元企業及び出向先企業の両方で勤務する形態	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の 半分以上 であること。 (例) 週5日勤務の場合、週3日以上出向先での勤務が必要	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の 1/5以上 であること。 (例) 週5日勤務の場合、週1日以上出向先での勤務が必要
3	申請手続きの簡素化	・申請書類の項目の簡略化・省力化 ・2回目以降の添付書類の省略 等	(令和7年10月1日実施済)